

固体バイオ燃料国際規格化研究会会則

(名称)

第1条 この会は、固体バイオ燃料国際規格化研究会（英語名称 Solid Biofuels Forum, Japan、以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、茨城県つくば市に置く。

(目的)

第3条 本会は、固体バイオ燃料が国際規格に沿って生産、取引、消費され、我が国がその規格策定に主導的な役割を果たすために、年次会議への出席等による情報収集・提言、国際規格の国内普及に向けた活動等を行い、バイオマス産業および農林水産業の発展に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- ① 固体バイオ燃料国際規格のキャッチアップおよび国際規格策定への提言。
- ② 固体バイオ燃料国際規格委員会（TC 238）年次会議への出席。
- ③ 固体バイオ燃料国際規格普及のためのセミナー開催。
- ④ その他本会の目的を達成する為に必要な事項。

(会員の資格)

第5条 本会の目的に賛同し、役員会の了承を経て、会員登録を行った団体または個人を正会員とする。

(入会)

第6条 正会員として登録しようとする者は、申込書を当会あてに提出する。

(会費)

第7条 正会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 会費は次の各号に掲げるとおりとし、何口でも可とする。

- ① 団体 1口10万円
- ② 個人 1口1万円

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表幹事に提出し任意に退会することができる。

- ① 本人が死亡したとき
- ② 会費を納入しないとき

(会費の用途)

第9条 会費は次の目的の為に支出する。

- ① 研究会の運営費
- ② TC 238 年次会議出席にかかる旅費
- ③ セミナー開催経費
- ④ 官庁、自治体、業界団体との交流経費

(役員)

- 第 10 条 本会には代表幹事、幹事、会計、監査の役員を置く。
- | | |
|------|-------|
| 代表幹事 | 1 名 |
| 代表幹事 | 4～5 名 |
| 会計 | 1 名 |
| 監査 | 1 名 |

(役員職務)

- 第 11 条 代表幹事は、会務を総理し、その業務を統括する。
- 2 幹事は、本会の執行業務全般を総括する。
 - 3 会計は、本会の出納事務を担当する。
 - 4 監査は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(役員選任)

- 第 12 条 代表幹事、幹事は本会の互選で、選出する。
- 2 会計は、代表幹事が指名する。
 - 3 監査は、本会において選出する。

(役員任期)

- 第 13 条 役員任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員解任)

- 第 14 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、本会の議決により、これを解任することができる。
- ① 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
 - ② その他解任に相当する事項が認められるとき。

(総会)

- 第 15 条 本会の総会は、正会員を持って構成し、毎年 1 回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会開催することができる。
- 2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - ① 会則の改廃
 - ② 事業計画並びに収支予算及び決算
 - ③ 本会の解散
 - ④ 役員選任及び解任
 - ⑤ その他本会の運営に関し重要な事項
 - 3 本会の会議は、代表幹事が召集する。

- 4 総会の議長は、代表幹事がこれに当たる。
- 5 本会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(役員会)

- 第16条 役員会は、代表幹事、幹事、会計、監査をもって構成する。
- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

- 第17条 代表幹事は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない、

(事業年度)

- 第18条 本会の事業年度は、初年度平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。次年度以降は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

- 第19条 本会の事務局は、〒577-8502 大阪府東大阪市小若江3-4-1 近畿大学理工学部バイオコークス研究所に置く。

(会計)

- 第20条 本会の経費は、会費および補助金、寄付金をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、本会を招集し決算報告する。

(会員資格の抹消)

- 第21条 本会会員が次の各号に該当することになった場合は、運営会議の議決を経て登録を抹消することができる。
- ① 会員との連絡が取れなくなった場合。
 - ② 会費を滞納した場合
 - ③ 1年以上、活動実績がない場合。ただし、休会届を提出した場合は、この限りでない。
 - ④ 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

(会則の変更)

- 第22条 本会則の改正は会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の2分の1以上の賛成を必要とする。

(その他)

- 第23条 本会則に定めるものほか、必要な事項は別に定める。

1 本会則は、平成31年4月1日から施行する。